	β　平成20年度から平成24年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に警察法施行令附則第25項により加えられたものの数を、岩手県、宮城県及び福島県にあつては平成24年度の警察職員数に同令附則第29項により加えられたものの数を加算するものとする。）を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成５年度から平成９年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に同令附則第25項により加えられたものの数を加算するものとする。）を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは０とする。） b　1.020
市町村	算式 １＋Ａ×ａ＋Ｂ×ｂ Ａ×ａ又はＢ×ｂが負数となるときはそれぞれ０とし、Ａ×ａ又はＢ×ｂに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した率 算式Ⅰ $A=\frac{100}{c}-1\times100$ 算式Ⅰの符号 c　平成24年ラスパイレス指数参考値。ただし、平成20年から平成23年の各年の４月１日現在のラスパイレス指数（平成20年４月２日から平成24年４月１日までの間に合併を行つた団体における合併前の各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数は、総務大臣が通知した数値とし、陸前高田市、上閉伊郡大槌町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村における平成23年４月１日現在のラスパイレス指数については、平成22年４月１日現在のラスパイレス指数とする。）及び平成24年ラスパイレス指数参考値の合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が平成24年ラスパイレス指数参考値を下回る場合は当該数 a　0.463 B　次の算式Ⅱによつて算定した率 算式Ⅱ $B=\frac{d-e}{e\times(-0.178)}$ 算式Ⅱの符号 d　平成20年から平成24年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による職員数（平成５年４月２日から平成24年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成５年４月２日から平成24年４月１日までの間に加入する地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。）が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。）が一部事務組合等を脱退（地方自治法第286条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。）又は一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。以下この表において「解散等」という。）をした場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は総務大臣が通知した職員数（２以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加算するものとする。））を合算した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） e　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による職員数（平成５年４月２日から平成24年４月１日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該市町村に係る合併関係市町村における職員数の合計数とし、平成５年４月２日から平成24年４月１日までの間に加入する一部事務組合等が解散等をした場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（２以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。）を合算した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） b　1.064

６　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

７　算出した新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

８　新市町村の経常態容補正の算定における合併関係市町村の経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

９　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十五の二第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

附則第十九条の十六を次のように改める。

（平成二十五年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「補正指数」という。）に附則別表第十三(1)